

石川県アルコール健康障害対策推進計画の概要

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進してアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、併せてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ることにより、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成25年12月に「アルコール健康障害対策基本法」が成立、平成26年6月1日に施行された。
- こうしたアルコール健康障害対策に関する動向や本県の現状を踏まえ、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づき、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的に推進するために策定する。

2 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画。
(石川県医療計画・いしかわ健康フロンティア戦略と整合性を図り策定。)

3 計画の期間

2019年度～2023年度までの5年間

第2章 石川県のアルコール健康障害の現状

- 生活習慣病リスクを高める量を飲酒している者の割合は平成28年度は男性13.7%、女性7.1%となっている。
- 20歳未満の者の飲酒の割合は減少傾向にあるが、0%にはなっていない。
- 妊娠中の飲酒の割合は横ばいの傾向にあり、0%にはなっていない。
- 石川県におけるアルコール依存症の精神病床における入院患者数は毎年250人程度、外来患者数は毎年800人程度で推移している。
- 石川県におけるアルコールに関する相談件数は平成30年度は351件となっている(金沢市分含む)。

第3章 基本理念

- アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。
- アルコール健康障害対策を実施するにあたっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、自殺、暴力、虐待等の問題に密接に関連することにかんがみ、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

第4章 重点目標

重点目標1

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

<数値目標>

- 生活習慣病リスクを高める量を飲酒している者の割合の減少
【現状値】
20歳以上の男性 13.7%(2016年)⇒【目標値】13.0%以下(2023年)
20歳以上の女性 7.1%(2016年)⇒【目標値】6.4%以下(2023年)
- 20歳未満の者の飲酒をなくす
【現状値】1.3%(2016年)⇒【目標値】 0% (2023年)
- 妊娠中の飲酒をなくす
【現状値】2.7%(2017年)⇒【目標値】 0% (2023年)

重点目標2

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制を整備する。

<数値目標>

- 地域における相談拠点の設置
【現状値】1箇所(2019年)→【目標値】現状維持 (2023年)
- 重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる精神病床をもつ病院数
【現状値】3箇所(2019年)→【目標値】増加 (2023年)
- アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の選定
【現状値】0箇所(2019年)→【目標値】1箇所以上選定(2023年)

第5章 基本方針及び重点施策

発生予防（1次予防）

進行予防（2次予防）

再発予防（3次予防）

基本方針	(1)正しい知識の普及啓発及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	(2)だれもが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (3)医療における質の向上と連携の促進	(4)アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
重点施策	<ul style="list-style-type: none">①教育の振興、普及啓発等 —20歳未満の飲酒防止に向けた教育、妊娠中の飲酒の影響に関する正しい知識の啓発等②不適切な飲酒の誘引の防止 —20歳未満の飲酒行為に対する補導の強化等	<ul style="list-style-type: none">③健康診断及び保健指導 —アルコール関連問題の早期発見や適切な介入のための研修会の開催等④アルコール健康障害に係る医療の充実等 —専門医療機関の選定等⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 —アルコール依存症が疑われる者への受診や相談の勧奨等⑥相談支援等 —相談窓口の啓発の推進等	<ul style="list-style-type: none">⑦社会復帰の支援 —依存症回復プログラムの実施等⑧民間団体の活動に対する支援 —自助グループとの連携した取組や、活動に対する必要な支援等
⑨人材の育成(重点施策①～⑧の内容を再掲)			

第6章 推進体制

- アルコール健康障害対策にあたっては、アルコール関連問題に関する取組をしている関係機関との連絡・調整を図るとともに、事業者、関係団体等とも連携を推進する。
- 計画を着実にするため、適時、「石川県アルコール健康障害対策推進会議」等において、必要な事項の協議し、より効果的な取組を推進する。